

完成図書作成・提出要領

完成図は次による。(これにより難しい場合は、監督員と協議する。)

- 1 製図はC A Dで行うために、データは次の条件を付して貸し出す。
 - C A Dデータの複製は、必要以上に行わない。(C D等に1枚まで)
 - C A Dデータは、完成図作成を目的として使用し、他のものに一切使用しない。
 - 工事中及び工事施工後であっても、C A Dデータの管理を徹底する。また、設計時の技術計算書の貸し出しも、必用に応じて行うので、同様な管理を行うこと。

- 2 完成図の内容
 - 設計図の内容と同一とするが、特筆する内容がある場合は、監督員と協議の上加える。
 - 改修工事等で、完成図としてその存在価値が認められないもの、例えば既設の図面が添付されている場合は、改修により内容が変わるので不要とする。
 - 設計図に参考姿図等の記載がある場合は、実際に使用した機器の姿図等とする。
 - 技術的な計算書について、必要に応じて作成したもの及び設計時の計算書(必要に応じ修正・加除)は完成図に添付する。

- 3 提出図書の内容
 - 1) 完成図(紙でのもの)
 - 表紙には、「工事名称+完成図」・「完成年月」・「請負者名」を記入するとともに、「永久保存」と記す。
 - 背表紙には、「工事名称+完成図」を記入するとともに、「永久保存」と記す。

営繕課用	縮小サイズ	2つ折り(A4)製本	1部
施設用	原図サイズ	2つ折り製本	1部

 - 2) 完成関連図書(保全に関する資料)(紙でのもの)
 - 施設用として次のものを一冊にファイル(A4:頑丈なリングファイル等)し、目次を作成し、インデックス等で検索しやすくする。
 - 表紙には、「工事名称+完成関連図書」・「完成年月」・「請負者名」を記入するとともに、「永久保存」と記す。
 - 背表紙には、「工事名称+完成関連図書」を記入するとともに、「永久保存」と記す。
 - 主要材料・機器製造者一覧(メーカーリスト)
 - 承諾図・製作図
 - 試験成績書(機器性能試験成績書を含む)
 - 保守に関する説明書(機器取扱説明書を含む)
 - 官公署届出書類 建築基準法・消防法の検査済証を含む。
 - (検査済証原本は、主たる工事で綴り、関連する他の工事ではその写しを綴る。)

 - 3) 電子媒体によるデータの提出(詳細は、[山梨県県土整備部営繕課電子納品要領](#)による)
 - 電子納品対象外工事について、完成図書の提出を求められた場合の措置は、監督員と協議すること。
 - データの内容と保存形式は、下記による。

営繕課用) 完成図C A Dデータ及び完成図データ	作成に使用した元C A D形式とS X F (s f c) 形式及び元C A DデータからP D F形式に変換したもの
------	-----------------------	---

-) 技術的な計算書 原則はPDF形式
-) 主要材料・機器製造者一覧（メーカーリスト） 原則はPDF形式
-) 承諾図・製作図 原則はPDF形式とするが、これにより難しい場合は、監督員と協議する。
-) 機器性能試験成績書 原則はPDF形式とするが、これにより難しい場合は、監督員と協議する。
-) 保守に関する説明書（機器取扱説明書を含む）
-) 官公署届出書類
提出物なので、スキャナー等で読み込み、ファイル形式の必要に応じてPDF形式に変換する。

施設用（**山梨県県土整備部営繕課電子納品要領**によらないで作成のこと - ファイル名称等は日本語とする）

-) 完成図データ 作成した元CADデータからPDF形式に変換
-) 技術的な計算書 営繕課用と同一のもの
-) 主要材料・機器製造者一覧（メーカーリスト） 営繕課用と同一のもの
-) 承諾図・製作図 営繕課用と同一のもの
-) 機器性能試験成績書 営繕課用と同一のもの
-) 保守に関する説明書（機器取扱説明書を含む） 営繕課用と同一のもの
-) 官公署届出書類 営繕課用と同一のもの
プラスチックケースに「大切に保管してください。なお、営繕課職員から提示を求められたときには、いつでも取り出せるようにしてください。」を明記する。